

商工労働

使用期限は
2月13日(日)
まで

あわら年末年始プレミアム付商品券の有効期間は2月13日(日)までとなっております。有効期間を過ぎた商品券は無効となりますので、ご注意ください。



申請窓口・問合せ
商工労働課 ☎73-8030

健康長寿

市民

市民健診のお知らせ

特定・後期高齢者健診、各がん検診は、個別健診をご利用ください。各医療機関に申し込みをお願いします。
① 1月26日(水)までに健康長寿課に電話予約
② 希望の医療機関に直予約
2月28日(月)まで
その他
個別健診は県内指定医療機関で受診できます。詳しくは、かかりつけ医に問い合わせてください。市ホームページをご覧ください。

指定医療機関

Table with 7 columns: 医療機関名, 電話番号, 特定・後期健診, 胃がん検診 (X線/内視鏡検査), 肺がん検診 (結核検査を含む), 大腸がん検診, 子宮頸がん検診, 乳がん検診. Lists various medical facilities like 奥村医院, 金津産婦人科クリニック, etc.

子育て支援

低所得の子育て世帯向け
生活支援特別給付金【再通知】

低所得の子育て世帯支援のための給付金(1人5万円)は、一部の人は申請が必要です。申請期限が迫っています。申請不要者には既に支給済みです。

申請が必要ない人
① 公的年金などを支給していること
② 所得が限度額を超えたため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人

子育て支援

令和3年度
子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯支援のため、18歳までの子どもたちに対し現金で給付金を支給します。令和3年9月分の児童手当受給者やその兄弟など申請不要者には既に支給済みです。

給付額
児童一人につき10万円
申請が不要な人には別途通知します。2月28日(月)までに申請してください。

総務

任期付職員採用候補者
試験の実施

市では、一時的な業務の増大に対応するため、任期付職員(任用期間が定められた職員)の採用候補者試験を次のとおり行います。

Table with 2 columns: 試験区分, 採用人数, 職務内容, 任期. Lists details for the recruitment exam.



詳しい情報はこちら

郷土歴史資料館 だより



学芸員コラム 第5回

第2回ふるさと講座

歴史は更新されていくもの

「歴史って実は結構更新されています」とお話しすると、「今は『イイクニ(1192年)作ろう鎌倉幕府』ではないんですね」と反応する人も増えました。先人の研究の上に、新しい資料や観点を積み重ねることで、一昔前まで当然と思われていた歴史の記述ですら更新されることがあります。

それは、地域の歴史でも同じです。友人と昔話をしたとき、お互いの記憶が一致しない経験をした人は多いと思います。もし、その状態で2人が自分の伝記を書き、それが地域の資料となって長い時間が流れたら、後世の人は2つの資料の矛盾点を頭をひねることになります。

このように資料の間に矛盾が生じることは、決して珍しい話ではなく、私たち学芸員を悩ませるものですが、別の資料が出てくると、問題が解決することもあります。皆さんの自宅に残された古い資料も、歴史を変える1点かもしれません。古い資料を見つけたら、郷土歴史資料館までぜひご一報ください。(学芸員 林淳)



保管されている資料の一例

真言宗の古刹・北湯安楽寺の仏教美術

北湯地区の天王山安楽寺は、養老2年(718)泰澄によって開かれたと伝わる寺院です。古くから真言宗の寺院として栄え、県指定文化財(彫刻)の金剛力士像をはじめとする、隆盛期をしのばせる文化財が多く残されています。

講座では、同寺の仏画や、近年修理された仏像の調査を通じて分かった新たな知見と仏教美術について、お話しします。

とき 2月20日(日) 13時30分~
ところ 金津本陣 IKOSSA 3階 大ホール
講師 福井市文化財保護課学芸員 藤川明宏 氏
入場料 無料
定員 30人 (事前申し込み)
※1月18日(火) 受け付け開始
申込み 郷土歴史資料館 ☎73-5158



天王山安楽寺

郷土歴史資料館(金津本陣 IKOSSA 2階)
休館日 月曜日・第四木曜日(祝日の場合はその翌日)

開館時間 9時30分~18時(最終入館17時30分)
問合せ ☎73-5158 FAX 73-1038 maibun@city.awara.lg.jp

消費者センター
だより

4月1日から成年年齢が
18歳になります

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。このため4月1日に18歳に達している人は成人として扱われ、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。スマートフォンやクレジットカード、車、賃貸アパートなどが一人で契約できる一方、未成年者取消権(※)は使えなくなり、契約による責任を持つことになります。

世の中には多くの契約があります。成人になるのを待って高額な契約を持ち掛ける悪質な業者が少なからずいます。一度成立した契約は、原則として自分の都合だけでやめることはできません。契約に関するルールを知り、本当に必要な契約か冷静に考え判断すること、必要のない場合は断ることが大切です。

次号では、若者に多い相談事例について紹介します。

(※)未成年者取消権...知識や経験の乏しい未成年者は判断能力が未熟なため、法律で保護されています。未成年者が契約をするには、原則として法定代理人(親権者や未成年者後見人)の同意が必要です。法定代理人の同意のない契約は、一定の場合を除き取り消すことができます。

問合せ 消費者センター ☎73-8017

